

衛星一般放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 衛星一般放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（送信の方式）</p> <p>第三条 送信の方式は、次の各号に掲げるもののいずれかでなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 デジタル放送の標準方式第三条から第八条まで、第十七条、第二十三条及び第五十一条から第五十五条までに規定する方式（以下「広帯域伝送方式」という。）又はデジタル放送の標準方式第三条、第四条第二項、第五条、第六条、第七条第一項から第三項まで、第八条、第十七条、<u>第二十四条の五第一項</u>、第五十一条、第五十八条から第六十一条まで、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条、第六十四条並びに第六十五条第一項に規定する方式（以下「高度広帯域伝送方式」という。）であること。この場合において、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」とあるのは「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、衛星一般放送を行う一般放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」と、デジタル放送の標準方式第五十三条中「この節」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条第二号において適用するこの省令第五章</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（送信の方式）</p> <p>第三条 送信の方式は、次の各号に掲げるもののいずれかでなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 デジタル放送の標準方式第三条から第八条まで、第十七条、第二十三条及び第五十一条から第五十五条までに規定する方式（以下「広帯域伝送方式」という。）又はデジタル放送の標準方式第三条、第四条第二項、第五条、第六条、第七条第一項から第三項まで、第八条、<u>第十七条、第三十条第一項</u>、第五十一条、第五十八条から第六十二条まで、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条、第六十四条並びに第六十五条第一項に規定する方式（以下「高度広帯域伝送方式」という。）であること。この場合において、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」とあるのは「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、衛星一般放送を行う一般放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」と、デジタル放送の標準方式第五十三条中「この節」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条第二号において適用するこの省令第五章第二節」</p>

第二節」と、デジタル放送の標準方式第六十条中「この節」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条第二号において適用するこの省令第五章第三節」と読み替えるものとする。

第四条 (略)

別図第一～別図第九 (略)

と、デジタル放送の標準方式第六十条中「この節」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条第二号において適用するこの省令第五章第三節」と読み替えるものとする。

第四条 (略)

別図第一～別図第九 (略)